

# 江南の水道

No.27  
令和7年2月

発行：江南市水道部水道課 〒483-8018 江南市般若町中山 146 番地 TEL (0587)53-3511 FAX (0587)53-3514  
ホームページアドレス <https://www.city.konan.lg.jp/kurashi/suido/1003554/index.html>

## 令和7年4月1日より水道料金を改定します

### ●改定理由

※今回の水道料金改定に併せての下水道使用料の変更はありません。

江南市水道事業は、安心して安全な水道水の安定供給のため、管路や施設の整備・維持管理に取り組んできました。しかし、人口の減少や水需要の減少に伴い収入が減る一方で、近年の物価の高騰による経費の増加や、地盤沈下の抑制のため地下水の汲み上げを愛知県営水道へ切替えることによる受水費の増加、さらには愛知県営水道の値上げなどにより支出が増えるため、経営状況は、今後ますます厳しくなるものと予想されます。

今後も基幹管路更新工事をはじめとした管路の更新及び耐震化を計画的に実施し、水道水の安定供給を実現するため、水道料金の改定が必要です。引き続き事業の効率化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ●料金改定の内容

料金改定時期	令和7年4月1日
料金算定期間	令和7年度から5年間
料金改定率	平均改定率9.4%
料金体系	
基本料金	一律 ×1.2倍
従量料金	一律(1m <sup>3</sup> あたり) +8.8円

背面に新しい料金表が記載されています。⇒

今回の料金改定について詳しくお知りになりたい方はホームページをご覧ください。

[詳しくはこちら⇒](#)



使用水量が減少しても給水収益が大きく減少しない(基本料金の占める割合が高い)料金体系とします。

水の本質的な原価は水量の多寡にかかわらず一定と考えるため、逡増度を緩和します。

### ●新料金の適用開始日

(1) 令和7年3月31日以前から継続して使用している場合

検針月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
偶数月 定例検針			検針月 ↓		検針月 ↓	
		旧料金	新料金			
奇数月 定例検針				検針月 ↓		検針月 ↓
		旧料金	新料金			

地区(検針月)によって新料金の適用開始時期が異なります。

- 偶数月検針の地区  
令和7年3～4月分(4月検針)  
⇒ 全て旧料金  
令和7年5～6月分(6月検針)  
⇒ 全て新料金
- 奇数月検針の地区  
令和7年4～5月分(5月検針)  
⇒ 全て旧料金  
令和7年6～7月分(7月検針)  
⇒ 全て新料金

(2) 令和7年4月1日以降に新たに使用する場合は、最初の請求から、新料金を適用します。

## 「お客さまアンケート」調査の結果

10月19日にHome&nicoホール(江南市民文化会館)にて開催されました、「2024江南市消費生活展」に出展し、「お客さまアンケート」を行いました。

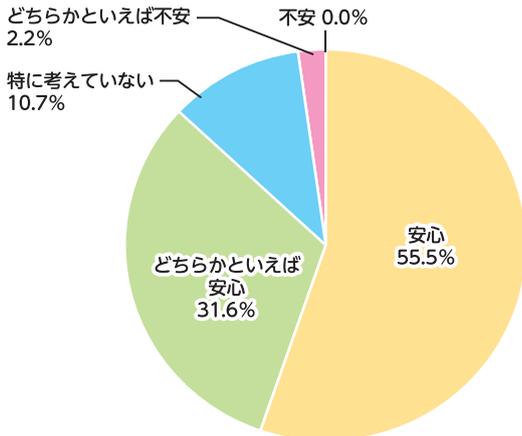
アンケートにご協力いただいた方には、「あいちの水(愛知県企業庁が製造した非売品)」、「発泡薬用入浴剤」と「折りたたみウォータータンク」などを配りました。

270名の回答のうち、江南市水道事業が給水する区域にお住まいの方225名の回答結果を報告します。いただいたご意見は、今後の水道事業の運営に活用させていただきます。また、市ホームページでは、より詳細な内容を掲載しています。

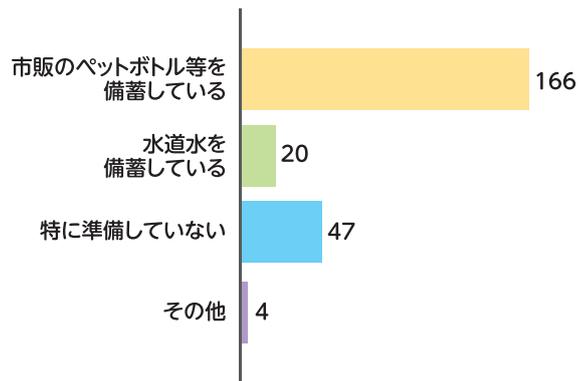


[詳しくはこちら↑](#)

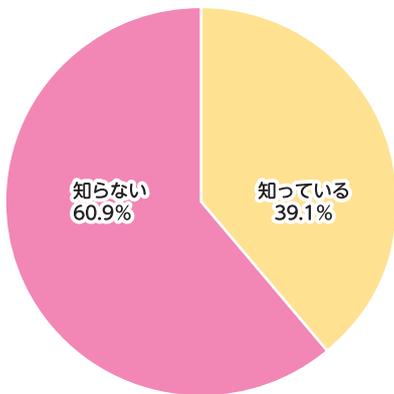
### ●水道の水質について



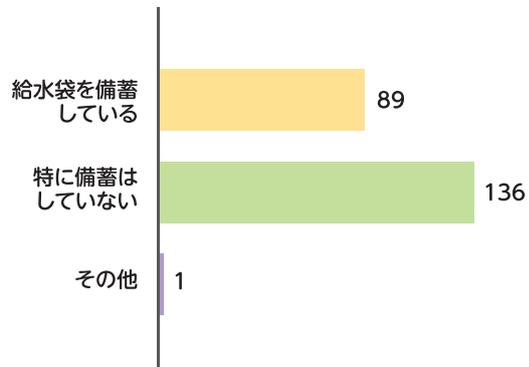
### ●災害に備えて飲料水の備蓄をしていますか(複数回答)



### ●令和7年4月1日から水道料金が改定されることを知っていますか



### ●災害に備えて給水袋を備蓄していますか(複数回答)



## 凍結にご注意ください

外気温がマイナス3℃以下になるような厳しい冷え込みの場合、水道管や水道メーター内の水が凍り、水道管が凍結することがあります。凍結による漏水や水道の修理には高い費用がかかりますので、露出している蛇口や水道管に、タオルや毛布を巻いて防寒して対策しましょう。(巻きつけたタオルなどが濡れると、効果がなくなります。)



[←詳しくはこちら](#)



## 電気自動車を導入しました

温室効果ガスの排出抑制に寄与し、「江南市ゼロカーボンシティ宣言」を推進するため、公用車に電気自動車(軽貨物)を導入しました。

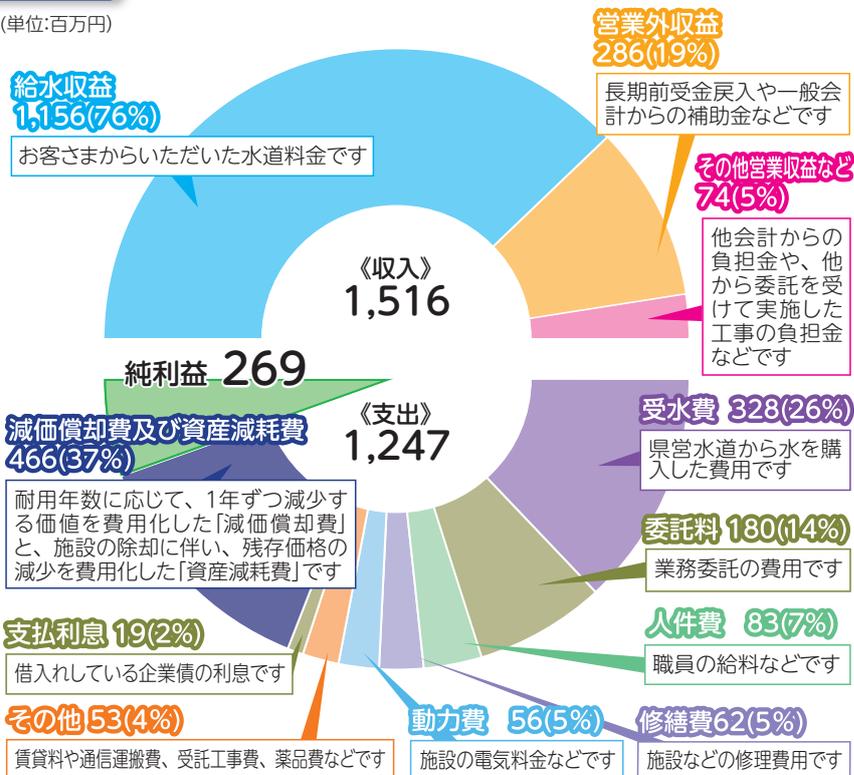


# 江南市水道事業 令和5年度 決算報告

水道事業は、みなさまからお支払いいただく水道料金を主な財源として経営しています。今後も経費削減など効率的な運営を行い、安心・安全な水をみなさまにお届けできるよう努力してまいります。

## 収益的収支 水をお届けするための経費と財源

税抜(単位:百万円)



## 経営の状況

令和5年度は、みなさまに1日平均27,276㎡の水をお届けしました。

収益的収支につきましては、電気料金の減少に伴い、動力費をはじめとする営業費用が減少したことにより当期純利益が268,945,621円となり、前年度より30,934,292円増加しました。

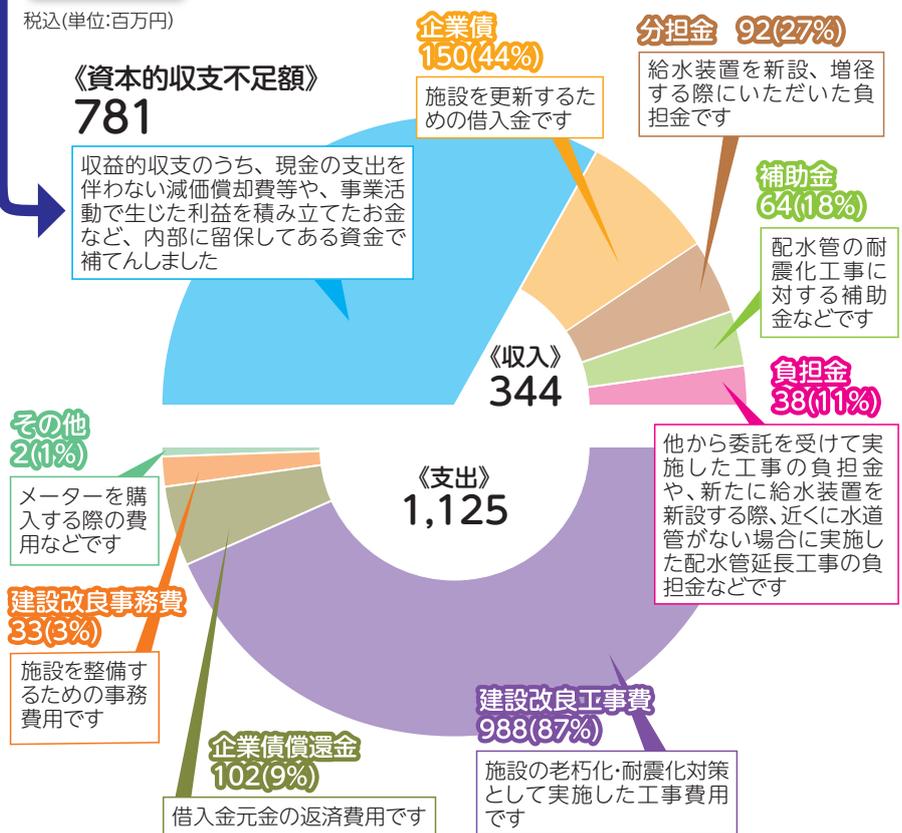
また、資本的収支につきましては、企業債及び分担金・補助金・負担金を財源とし、不足する額780,948,449円を内部留保資金等で補い、施設整備を進めてまいりました。

主な事業としましては、第1次基幹管路更新計画(平成26年度から令和13年度まで)に基づき、水道事業創設当初に布設した基幹管路(口径200ミリメートル以上の配水管及び水源から配水場までの導水管)を更新し、耐震化を進めています。

基幹管路工事を含めた配水管工事では総延長9,122メートルを布設又は布設替したほか、下般若、後飛保配水場の無停電電源装置用蓄電池更新工事、遠方監視装置更新工事、また、下般若配水場の配水ポンプ増設工事、電気自動車充電設備設置工事を実施しました。

## 資本的収支 水道施設を整備・拡充するための経費と財源

税込(単位:百万円)



## 用語解説

### 収益的収支と資本的収支

地方公営企業である水道事業の予算は、関係法令に基づき収益的収支と資本的収支に区分し、予算の内容を明確にしています。

### 収益的収支とは・・・

当該年度の経常的な営業活動に伴う損益に関する収入・支出であり、事業活動の計画としての損益予算です。

### 資本的収支とは・・・

主として将来の経営活動に備えて行う施設整備計画、企業債償還計画のための資金予算であり、収益的収支に属さない収入・支出が計上されます。

資本的収支の不足する財源については、営業活動で確保された現金支出を伴わない減価償却費などの、内部に留保された資金で補てんすることとなっています。

## 現行料金表と新料金表の比較(税込)

用途	メーター 口径	基本料金(1カ月当り) 一律×1.2倍			従量料金(1m <sup>3</sup> 当り) 一律+8.8円			
		現行	新料金	差額	区分	現行	新料金	差額
一般用	13mm	605円	726円	121円	0m <sup>3</sup> 超~ 10m <sup>3</sup> 以下	77円	85.8円	8.8円
官公署用	20mm	770円	924円	154円	10m <sup>3</sup> 超~ 20m <sup>3</sup> 以下	110円	118.8円	8.8円
営業用	25mm	1,100円	1,320円	220円	20m <sup>3</sup> 超~ 40m <sup>3</sup> 以下	176円	184.8円	8.8円
湯屋用	40mm	2,200円	2,640円	440円	40m <sup>3</sup> 超~ 80m <sup>3</sup> 以下	198円	206.8円	8.8円
	50mm	3,300円	3,960円	660円	80m <sup>3</sup> 超	231円	239.8円	8.8円
	75mm	5,500円	6,600円	1,100円				
	100mm	11,000円	13,200円	2,200円				
	150mm	33,000円	39,600円	6,600円				
臨時用	1m <sup>3</sup> につき 現行297円 新料金324.5円 差額27.5円 約1.094倍							

## 新 水道料金計算例(税込)

口径13ミリ・2カ月で50m<sup>3</sup>を使用した場合の料金計算です。

口径13mm 2カ月50m <sup>3</sup> 使用(1カ月あたり25m <sup>3</sup> )		1カ月 税込		2カ月 税込	
基本料金			726円	1,452円	
従量料金	0m <sup>3</sup> 超~10m <sup>3</sup> 以下	85.8円	× 10m <sup>3</sup> =	858円	1,716円
	10m <sup>3</sup> 超~20m <sup>3</sup> 以下	118.8円	× 10m <sup>3</sup> =	1,188円	2,376円
	20m <sup>3</sup> 超~40m <sup>3</sup> 以下	184.8円	× 5m <sup>3</sup> =	924円	1,848円
	40m <sup>3</sup> 超~80m <sup>3</sup> 以下	206.8円	× =	円	円
	80m <sup>3</sup> 超	239.8円	× =	円	円
合計			3,696円	7,392円	

※小数点以下がある場合は切り捨てます。

水道料金は、基本料金と従量料金に、消費税相当額を加算した額の合計です。水道メーターを2カ月に1回検針し、2カ月ごとに請求します。お客さまが使用するメーター口径や使用水量につきましては、検針時にお届しております「水道使用量等のお知らせ」にてご確認ください。

## 口径別 現行・新水道料金比較表(2カ月・税込)

メーター口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm
平均使用水量※	32m <sup>3</sup>	42m <sup>3</sup>	104m <sup>3</sup>	302m <sup>3</sup>	416m <sup>3</sup>	1,342m <sup>3</sup>
現行料金	4,070円	5,632円	17,732円	63,822円	92,356円	310,662円
新料金	4,593円	6,309円	19,087円	67,359円	97,336円	324,671円
差額	523円	677円	1,355円	3,537円	4,980円	14,009円

※平均使用水量は令和5年度の使用水量を基に算出した値です。

お問い合わせは、水道課(江南市水道お客さまセンター) ☎(0587)53-3511 まで